

証券コード 7608
令和3年5月12日

株主のみなさまへ

大阪府中央区南船場一丁目13番27号



代表取締役社長 八百博徳

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和3年5月27日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年5月28日（金曜日）
午前10時30分（受付開始 午前9時45分）
2. 場 所 大阪市天王寺区上本町6-1-55
シェラトン都ホテル大阪 4階 浪速の間 西
3. 目的事項
報告事項
 1. 第32期（令和2年3月1日から令和3年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第32期（令和2年3月1日から令和3年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

※1. 新型コロナウイルスへの感染を避けるため、株主のみなさまにおかれましては、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願いいたします。

※2. また、株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒、ご理解をくださいますようお願い申し上げます。

※3. ご来場される場合の注意事項などにつきましては2頁に記載の「ご来場される株主様へのお願い」をご参照下さい。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sk-japan.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.sk-japan.co.jp>）に掲載させていただきます。

【ご来場される株主様へのお願い】

1. 受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。
2. ご来場の株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ「マスク着用・アルコール消毒液噴霧」などの感染予防にご協力いただきますようお願い申し上げます。
3. 受付で「検温」をさせていただき、高温の方や体調不良と見受けられる方等には、入場をお断りする場合がございますので予めご了承ください。
4. 会場内で「体調不良」とお見受けした方につきましても、運営スタッフがお声掛けさせていただく場合がございますので予めご了承ください。
5. 会場の座席は、間隔を空けた配置とさせていただくことから、ご用意できる座席が限られております。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお控え頂く場合がございますので予めご了承ください。
6. 株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、短時間で行う予定であります。ご理解ならびにご協力をお願いいたします。
7. 株主総会の会場運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。

以上、時節柄、ご理解ならびにご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(令和2年3月1日から
令和3年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、令和2年2月以降の「新型コロナウイルス感染症」の世界的な感染拡大により国内外の経済に深刻な影響が及んでおり、日本政府からは二度にわたり緊急事態宣言が発出されるなど、個人消費と企業活動が著しく制約され依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような中、当社グループは売上高が53億57百万円（前期比18.9%減）、営業利益は2億24百万円（前期比63.2%減）、経常利益は2億30百万円（前期比62.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億85百万円（前期比45.9%減）と売上・利益とも前期実績を大きく下回ったものの、利益面では賞与を始めとする人件費、海外への渡航費を含む旅費交通費その他諸経費の大幅削減効果により期初の業績予想を上回る結果となりました。

セグメントの概況は次のとおりであります。

<キャラクターエンタテインメント事業>

キャラクターエンタテインメント事業は、昨年春に新型コロナウイルス感染拡大の影響により取引先店舗の臨時休業が相次いだ事により、定番キャラクターの受注が大幅に減少した事と取引先からの強い要請により受注済みの商品の出荷を順延させた事に加え、不安定な市場環境下での新規コンテンツの発売を延期した結果、売上高29億94百万円（前期比33.1%減）、営業利益1億84百万円（前期比66.5%減）となりました。

<キャラクター・ファンシー事業>

キャラクター・ファンシー事業は、昨年春に新型コロナウイルス感染拡大の影響により大部分の取引先が臨時休業を余儀なくされただけでなく、

営業再開以降も来店客数が伸びないことが定番キャラクター商品の売上が落ち込む一因となりましたが、人気漫画「鬼滅の刃」、人気菓子「たべっ子どうぶつ」商品の販売が好調であった事と、バスボール（フィギュア入り入浴剤）、マスク関連商材である「マスクケース」の販売が順調に推移した結果、売上高については23億62百万円（前期比11.1%増）と増加しましたが、営業利益については商品構成の変化による利益率の低下を余儀なくされ39百万円（前期比31.5%減）に留まりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました、当社グループの設備投資の総額は21百万円で、主なものは工具、器具および備品の取得21百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第29期 (平成30年2月期)	第30期 (平成31年2月期)	第31期 (令和2年2月期)	第32期 (当連結会計年度) (令和3年2月期)
売 上 高(百万円)	5,384	6,858	6,605	5,357
経 常 利 益(百万円)	331	792	611	230
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	500	690	527	285
1株当たり当期純利益(円)	59.92	82.66	63.04	33.81
総 資 産(百万円)	2,739	3,454	3,901	4,069
純 資 産(百万円)	2,196	2,837	3,318	3,559
1株当たり 純 資 産 額(円)	262.87	339.65	394.82	421.76

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
SKJ USA, INC.	200千米ドル	100%	北米におけるプライズ商品 等 の 企 画 ・ 販 売
愛斯凱杰（北京） 文化伝播有限公司	4,500千元	100%	中国におけるプライズ商品 等 の 企 画 ・ 販 売

(注)愛斯凱杰（北京）文化伝播有限公司の資本金の払込みは、令和3年2月28日現在2,000千元となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは『Dream for your life 人と社会の幸せのために、創造への挑戦を続けます』を経営理念とし、『子供から大人まで夢のあるキャラクター商品を人々の生活の中に提供したい』というスローガンを全社員に浸透させ、求められるコンテンツや商品とサービスを提供し、お客様満足を高めることで個人と会社の成長を目指しています。

現在も新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い日常生活が制約される中、消費活動と企業活動に大きな影響が続いており、これからも厳しい経営環境は変わらないものと思われませんが、その様な情勢下でも「夢のあるキャラクター商品を人々の生活にお届けする」為に、大きく変化する市場環境に合わせた新たな販路開拓や、お客様が求めるキャラクターやブランドを的確に先読みし商品化につなげる事が重要と考えております。加えて企画・品質・価格を含めた商品力を上げることに全社を挙げて取り組み続けます。

また、新型コロナウイルスの感染予防策として企業に定着しつつある「テレワーク」等の新たな就業形態についても積極的に導入し、情報漏洩対策等の情報管理を強化しながら労働生産性の更なる向上を目指します。

今後もお客様に支持されるオリジナル商品を増やし、メーカー機能を充実させることで事業規模拡大につなげてまいります。

セグメント別の対処すべき課題は次のとおりであります。

<キャラクターエンタテインメント事業>

キャラクターエンタテインメント事業におきましては、コロナ禍の中、日々変化する市場環境に対応し、お客様に喜んでいただける商品企画を素早く提供することで既存キャラクターの収益安定化を図るとともに、多様化するキャラクターニーズを逸早く汲み取り、スピード感をもって積極的に著作権取得を行うことで売上の拡大に努めてまいります。その為に営業部門・商品部門の垣根を越え、更に若いスタッフの意見にも耳を傾け柔軟な発想でキャラクターを取得し商品化できる体制を強化します。

生産部門においては個々のスキルアップと組織力を活かし新規メーカーとの取引を含め生産体制の更なる強化や、環境変化のリスクヘッジに努めるとともにコスト削減、企画から入荷までの生産スケジュールの見直しを図っていきます。

<キャラクター・ファンシー事業>

キャラクター・ファンシー事業におきましては、商品企画力と提案スピードを強化し、他社に負けない体制を整えます。

また新規コンテンツにも挑戦しオリジナル商品の売上構成比向上に努めるとともに新たな販路の拡充を図ります。そして引き続き「もちもちマスコット」シリーズの企画開発強化と新たに「アニキャラヒーローズ」シリーズの再構築にも積極的に取り組み、事業部の売上増につなげてまいります。

今後も引き続き収益性の改善を進めながら、競争力の向上およびマネジメント体制の強化に全力を挙げて取り組んでまいりますので、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（令和３年２月28日現在）

当社グループは当社および連結子会社であるSKJ USA, INC. および愛斯凱杰（北京）文化伝播有限公司によって構成されており、キャラクターのぬいぐるみ、キーホルダー・家庭雑貨・携帯電話アクセサリー、電子玩具等の企画・販売を行っております。

当社のうちキャラクターエンタテインメント事業はアミューズメント施設のオペレーター等を主な販売先としているのに対して、キャラクター・ファンシー事業はファンシーグッズ専門店や量販店を主な販売先としております。また、SKJ USA, INC.（セグメント区分はキャラクターエンタテインメント事業）は北米におけるプライズ商品等の企画・販売を行っており、愛斯凱杰（北京）文化伝播有限公司（セグメント区分はキャラクターエンタテインメント事業）は中国におけるプライズ商品等の企画・販売を行っております。

(6) 主要な事業所（令和３年２月28日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
大 阪 本 社	大阪市中央区南船場一丁目13番27号 アイカビル 6 F
東 京 本 社	東京都江東区東陽七丁目 5 番 8 号 東陽町MLプラザ 3 F
福 岡 営 業 所	福岡市博多区比恵町 3 番17号 フェイズイン博多ビル 3 F

② 子会社

名 称	所 在 地
SKJ USA, INC.	本 社：アメリカ合衆国カリフォルニア州
愛斯凱杰（北京）文化伝播有限公司	本 社：中華人民共和国北京市

(7) 使用人の状況（令和３年２月28日現在）

使 用 人 数	前連結会計年度末比較増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
108名	—	36.5歳	9.9年

(8) 主要な借入先の状況（令和３年２月28日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（令和3年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,490,103株
- (3) 1単元の株式数 100株
- (4) 株主数 4,919名
- (5) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
久保泰子	2,030千株	24.06%
久保千晶	1,757	20.82
鈴木康友	231	2.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	188	2.23
八百博徳	165	1.96
日本証券金融株式会社	117	1.39
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG (FE-AC)	104	1.24
JPMorgan証券株式会社	71	0.85
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	68	0.81
澤田美奈子	64	0.77

(注) 持株比率は自己株式(50,084株)を控除した発行済株式の総数(8,440,019株)により算出しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (令和 3 年 2 月 28 日 現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 職 務 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	や お ひろ のり 八 百 博 徳	SKJ USA, INC. 取締役社長 愛ス凱杰 (北京) 文化伝播有限公司 董事長
専 務 取 締 役	まつ だ ただ お 松 田 忠 夫	愛ス凱杰 (北京) 文化伝播有限公司 董事・総経理
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	おか ざき えい いち 岡 崎 栄 一	愛ス凱杰 (北京) 文化伝播有限公司 監事
取 締 役 (監 査 等 委 員)	みや ひら たかし 宮 平 崇	株式会社Dreams 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	さ い けい こ 佐 井 恵 子	佐井司法書士法人 代表社員

- (注) 1. 当社は令和 2 年 5 月 28 日開催の第 31 期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役岡崎 栄一氏、出原 敏氏および吉澤 伸幸氏は任期満了により退任し、このうち岡崎 栄一氏は同日付で監査等委員である取締役に就任いたしました。また、宮平 崇氏および佐井 恵子氏は取締役を任期満了により退任し、同日付で監査等委員である取締役に就任いたしました。
2. 令和 2 年 5 月 28 日開催の第 31 期定時株主総会終結の時をもって、取締役長野 聡氏は任期満了により退任いたしました。
3. 取締役 (監査等委員) 宮平 崇氏および佐井 恵子氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め監査・監督機能を強化するために岡崎 栄一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役 (監査等委員) 全員は、以下のとおり知見を有しております。
- 1) 取締役 (常勤監査等委員) 岡崎 栄一氏は、当社において管理全般の業務に従事し、他社においても長年にわたり経理業務の経験を有することから、財務および会計に関する豊富な知見を有しております。
 - 2) 取締役 (監査等委員) 宮平 崇氏は、企業経営の観点および豊富な経験と幅広い知見を有しております。
 - 3) 取締役 (監査等委員) 佐井 恵子氏は、司法書士としての専門的な知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第 427 条第 1 項および当社定款の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役（監 査 等 委 員 を 除 く） （う ち 社 外 取 締 役）	5 名 (3)	81,892千円 (1,620)
取 締 役（監 査 等 委 員） （う ち 社 外 取 締 役）	3 (2)	7,140 (3,240)
監 査 役 （う ち 社 外 監 査 役）	3 (2)	1,920 (720)
合 計	11	90,952

- (注) 1. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成29年5月25日開催の第28期定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役15,000千円以内）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、令和2年5月28日開催の第31期定時株主総会において移行前と同額の年額200,000千円以内（うち社外取締役15,000千円以内）と決議いただいております。また、上記報酬枠とは別枠で、令和2年5月28日開催の第31期定時株主総会において譲渡制限付株式報酬として年額50,000千円以内（社外取締役を除く）と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、令和2年5月28日開催の第31期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成29年5月25日開催の第28期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与11,100千円（取締役（監査等委員を除く）2名に対し10,800千円、取締役（監査等委員）1名に対し300千円）
 - ・当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額17,272千円（取締役（監査等委員を除く）2名に対し17,272千円）

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・取締役（監査等委員）宮平 崇氏は、株式会社Dreamsの代表取締役であります。当社と当該会社には記載すべき関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）佐井 恵子氏は、佐井司法書士法人の代表社員であります。当社と当該法人には記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	宮 平 崇	当期開催の取締役会18回のうち18回、また監査等委員会6回のうち6回に出席し、取締役会において企業経営の観点および豊富な経験と幅広い識見を活かし議案審議について必要な発言を行いました。また、監査等委員会において、重要な協議や監査結果について必要な発言を行いました。
取締役 (監査等委員)	佐 井 恵 子	当期開催の取締役会18回のうち17回、また監査等委員会6回のうち6回に出席し、取締役会において主に司法書士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べる等、議案審議について必要な発言を行いました。また、監査等委員会において、主に業務監査、会計監査について必要な発言を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	19,500千円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識にたち、行動指針を定め当社グループ役職員全員の周知徹底を図っていきます。
- ② 当社およびグループ各社は、全役職員に対し定期的にコンプライアンス研修会を実施し、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙を実施していきます。
- ③ 当社が当社グループのコンプライアンス体制を統括し、子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行い、当社グループの法令等遵守体制の構築、維持、向上を推進します。また、法令および定款等に適合していることを認識するため、管理部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者とし、定期的な監督・監査および適時な監督・監査を行っていきます。
- ④ 取締役は、取締役会および日常業務を通じて、他の取締役および使用人の業務執行の監督を行っていきます。
- ⑤ 取締役による職務の執行が法令・定款および社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査等委員が取締役会に出席するとともに監査等委員会の定めた監査方針に基づき業務執行の監査を実施していきます。
- ⑥ 取締役の適正な職務執行を図るため監査等委員である社外取締役を2名以上置き、公正な監査を確保します。
- ⑦ 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会、その他重要な会議の議事録、稟議書、ならびにこれらの関連資料を法令および規程に従い作成し、担当部署を設置し適切に保存・管理を行っていきます。
- ② 経営および業務執行にかかわる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理していきます。

- ③ 取締役、監査等委員、会計監査人およびコンプライアンス担当者から要請があった場合には、速やかに当該書類を閲覧に供することとします。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社および当社子会社の経営環境、自然災害等、当社および当社子会社の経営ならびにステークホルダーに重要な影響をおよぼす恐れのある様々なリスクにつき、取締役会において定期的に討議することによりリスク低減に努めていきます。
- ② 当社グループの各部署においては、マニュアル・ガイドライン等を整備し、種々の教育活動を通して会社のリスク低減に努めていきます。
- ③ 当社および当社子会社は、発生したリスクに関しては、適法、適切かつ迅速に対処していきます。

(4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会規程に基づき、定時取締役会を原則として毎月1回開催するとともに、臨時取締役会を必要に応じて開催していきます。
- ② 取締役会は事業活動の報告を受ける中で、経営の意思決定、職務執行の監督管理状況の把握を行っていきます。その際には、十分かつ適切な情報が提供されるよう努めていきます。
- ③ 当社取締役会は当社グループ全体の経営計画を策定し、これを達成するため、グループ各社において各社経営計画を立案して、それぞれの各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとします。また、代表取締役は、その実現のために常勤取締役および役職員の具体的業務活動を統括していきます。
- ④ 当社の取締役会は、規程の見直しや業務特性に応じた組織のスリム化等を行い、取締役および役職者の職務権限と職務分掌を明確にして、職務執行の効率化を図るとともに、ITの適切な利用を通じて業務の改善に努めるものとし、当社子会社においてもこれに準拠した体制を構築させるものとし、

(5) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社および当社子会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

(6) 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社取締役から適時報告を受けるとともに、日常的な意思疎通を図ることで適正な事業運営を行っていきます。
- ② 当社の監査等委員会およびコンプライアンス担当者は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行っていきます。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、ならびにその使用人の他の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会の職務を補助する専属の使用人は配置していませんが、取締役会は監査等委員会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命および配置することができます。
- ② 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとします。
- ③ 監査等委員会補助者は監査等委員会の指揮命令下に置き、監査等委員会補助者の評価・人事異動等にあたっては、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取してその意見を尊重するものとします。

(8) 当社および当社子会社の取締役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員会は、定時取締役会および必要に応じて随時開催される臨時取締役会、その他重要な意思決定会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人から重要事項の報告を受けることとします。
- ② 当社グループの取締役は、法定の事項以外にも取締役の不法行為、法令・定款違反等重要な事項については、速やかに監査等委員会に報告を行うこととします。
- ③ 当社グループの内部通報に基づく通報を受けた場合、速やかに監査等委員会に報告を行うものとします。
- ④ 当社は、当社グループの役職員が、当社監査等委員会への報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を定め、当社グループ内において周知徹底します。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、監査が実効的に行われることを確保するため、監査等委員会において他の監査等委員と意見交換を行うとともに、代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他経営の重要な執行を担う者、コンプライアンス担当者および会計監査人との意見交換を定期的に行っていきます。また、その機会を確保できるように代表取締役はその体制を整備していきます。
- ② 会計監査人および内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査および報告を求めることができる体制を整備していきます。

(10) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会が職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合、当該請求が必要でないことを証明した場合を除いて速やかに当該費用の処理を行うものとします。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、全社員が「企業行動指針」に基づいて、法令遵守はもとより、社会規範を尊重し、良識ある企業活動の実践に努めております。
- (2) コンプライアンス・リスク管理に関しては、グループのコンプライアンス管理に関する統括組織である「コンプライアンス委員会」を2回開催し、グループ全体で想定される危機発生要因の整備や、管理部長または監査等委員会に直接通報できる制度として内部通報制度を設け、調査および適切な処置の実行に備えました。
- (3) 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名および監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成されております。取締役会は18回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。
- (4) 監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名を含む3名（うち、社外取締役2名）で構成されております。監査等委員会は6回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行っております。また、監査等委員会は、取締役、内部監査室および会計監査人とそれぞれ定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(令和3年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,725,595	流 動 負 債	465,867
現金及び預金	2,613,178	買 掛 金	252,577
受取手形及び売掛金	596,703	未 払 金	102,416
電子記録債権	130,023	未 払 費 用	29,822
棚 卸 資 産	259,902	未 払 法 人 税 等	7,316
そ の 他	126,033	賞 与 引 当 金	20,475
貸倒引当金	△246	そ の 他	53,258
固 定 資 産	344,048	固 定 負 債	44,133
有形固定資産	22,746	執行役員退職慰労引当金	1,925
建物及び構築物	0	そ の 他	42,208
そ の 他	22,746	負 債 合 計	510,001
無形固定資産	40,302	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	280,998	株 主 資 本	3,522,387
投資有価証券	82,522	資 本 金	461,997
破産更生債権等	876	資 本 剰 余 金	494,865
退職給付に係る資産	45,412	利 益 剰 余 金	2,584,567
繰延税金資産	140,310	自 己 株 式	△19,043
そ の 他	12,753	その他の包括利益累計額	37,255
貸倒引当金	△876	その他有価証券評価差額金	37,484
資 産 合 計	4,069,644	繰延ヘッジ損益	2,724
		為替換算調整勘定	△2,953
		純 資 産 合 計	3,559,643
		負 債 純 資 産 合 計	4,069,644

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(令和 2 年 3 月 1 日から
令和 3 年 2 月 28 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,357,633
売 上 原 価		3,702,796
売 上 総 利 益		1,654,837
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,430,174
営 業 利 益		224,662
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	911	
為 替 差 益	2,398	
賃 貸 収 入	1,371	
雇 用 調 整 助 成 金	1,816	
そ の 他	424	6,922
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	885	
そ の 他	85	970
経 常 利 益		230,613
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		230,613
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	41,891	
法 人 税 等 調 整 額	△96,593	△54,701
当 期 純 利 益		285,314
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		285,314

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和2年3月1日から
令和3年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	461,997	494,622	2,383,450	△32,184	3,307,884
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△84,197		△84,197
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			285,314		285,314
自 己 株 式 の 取 得				△152	△152
自 己 株 式 の 処 分				13,293	13,293
自己株式処分差益		243			243
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	243	201,117	13,141	214,502
当 期 末 残 高	461,997	494,865	2,584,567	△19,043	3,522,387

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	12,684	1,115	△2,850	10,949	3,318,834
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△84,197
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					285,314
自 己 株 式 の 取 得					△152
自 己 株 式 の 処 分					13,293
自己株式処分差益					243
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	24,800	1,608	△102	26,306	26,306
当 期 変 動 額 合 計	24,800	1,608	△102	26,306	240,809
当 期 末 残 高	37,484	2,724	△2,953	37,255	3,559,643

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和3年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,696,311	流 動 負 債	463,775
現 金 及 び 預 金	2,574,232	買 掛 金	251,418
受 取 手 形	29,605	未 払 金	101,401
電 子 記 録 債 権	130,023	未 払 費 用	29,822
売 掛 金	599,486	未 払 法 人 税 等	7,231
商 品	238,013	前 受 金	33,129
前 払 費 用	15,396	預 り 金	10,238
前 渡 金	95,062	賞 与 引 当 金	20,475
そ の 他	14,737	そ の 他	10,057
貸 倒 引 当 金	△246	固 定 負 債	44,133
固 定 資 産	371,639	執行役員退職慰労引当金	1,925
有 形 固 定 資 産	22,511	そ の 他	42,208
建 物	0	負 債 合 計	507,908
工 具、器 具 及 び 備 品	22,511	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	40,174	株 主 資 本	3,519,833
ソ フ ト ウ ェ ア	36,564	資 本 金	461,997
そ の 他	3,609	資 本 剰 余 金	494,865
投 資 そ の 他 の 資 産	308,952	資 本 準 備 金	492,935
投 資 有 価 証 券	82,522	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,929
関 係 会 社 株 式	31,280	利 益 剰 余 金	2,582,013
前 払 年 金 費 用	45,412	利 益 準 備 金	12,000
繰 延 税 金 資 産	138,042	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,570,013
そ の 他	12,571	別 途 積 立 金	100,000
貸 倒 引 当 金	△876	繰 越 利 益 剰 余 金	2,470,013
資 産 合 計	4,067,950	自 己 株 式	△19,043
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	40,209
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	37,484
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2,724
		純 資 産 合 計	3,560,042
		負 債 純 資 産 合 計	4,067,950

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（令和２年３月１日から
令和３年２月28日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	金 額
売 上 高		5,381,405
売 上 原 価		3,721,123
売 上 総 利 益		1,660,282
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,416,268
営 業 利 益		244,013
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	867	
為 替 差 益	2,062	
賃 貸 収 入	1,371	
雇 用 調 整 助 成 金	1,816	
そ の 他	424	6,542
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	885	
そ の 他	85	970
経 常 利 益		249,585
税 引 前 当 期 純 利 益		249,585
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	41,807	
法 人 税 等 調 整 額	△94,325	△52,518
当 期 純 利 益		302,103

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和2年3月1日から
令和3年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計	
						別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	461,997	492,935	1,686	494,622	12,000	100,000	2,252,107	2,364,107	△32,184
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当							△84,197	△84,197	
当 期 純 利 益							302,103	302,103	
自己株式の取得									△152
自己株式の処分									13,293
自己株式処分差益			243	243					
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)									
当期変動額合計	－	－	243	243	－	－	217,906	217,906	13,141
当 期 末 残 高	461,997	492,935	1,929	494,865	12,000	100,000	2,470,013	2,582,013	△19,043

	株主資本	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	3,288,541	12,684	1,115	13,799	3,302,341
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△84,197				△84,197
当 期 純 利 益	302,103				302,103
自 己 株 式 の 取 得	△152				△152
自 己 株 式 の 処 分	13,293				13,293
自 己 株 式 処 分 差 益	243				243
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)		24,800	1,608	26,409	26,409
当 期 変 動 額 合 計	231,291	24,800	1,608	26,409	257,700
当 期 末 残 高	3,519,833	37,484	2,724	40,209	3,560,042

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年4月26日

株式会社エスケイジャパン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 河越弘昭 ⑨

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスケイジャパンの令和2年3月1日から令和3年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスケイジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年4月26日

株式会社エスケイジャパン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河 越 弘 昭 ⑨
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスケイジャパンの令和2年3月1日から令和3年2月28日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び従業員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年4月27日

株式会社エスケイジャパン 監査等委員会

常勤監査等委員 岡 崎 栄 一 ⑩

監 査 等 委 員 宮 平 崇 ⑩

監 査 等 委 員 佐 井 恵 子 ⑩

(注) 監査等委員 宮平 崇及び佐井 恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を安定的かつ継続して実施してまいりたいと考えており、当期の期末配当につきましては、当期の業績、企業基盤の強化ならびに今後の事業展開等を勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資と従業員の雇用の維持等に活用し、将来の事業展開を通じて株主のみなさまに還元させていただく所存です。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金4円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は33,760,076円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和3年5月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議においても行うことが可能となるよう、変更案第33条（剰余金の配当等の決定機関）及び第34条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。また、これに伴い新設条文の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、第34条（期末配当及び基準日）及び第35条（中間配当及び基準日）を削除するものであります。また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

(2) なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 ～第6条（条文省略） <u>（自己の株式の取得）</u> <u>第7条 当社は、会社法第165条第2</u> <u>項の規定により、取締役会の決議をも</u> <u>って自己の株式を取得することができ</u> <u>る。</u> 第8条～第33条（条文省略）	第1条 ～第6条（現行どおり） （削除） 第7条～第32条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<u>(中間配当及び基準日)</u> <u>第35条 当社は、毎年8月31日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u> 第<u>36</u>条（条文省略）	(削除) 第<u>35</u>条（現行どおり）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	や お ひろ のり 八 百 博 徳 (昭和36年9月30日生)	平成3年3月 当社入社 平成4年5月 当社常務取締役 商品担当 平成21年9月 SKJ USA, INC. 取締役社長（現任） 平成24年3月 当社常務取締役 グループ統括 平成25年9月 当社代表取締役専務 平成26年4月 当社代表取締役社長（現任） 令和2年1月 愛斯凱杰（北京）文化伝播有限公司 董事長（現任）	165,556株
【取締役候補者とした理由】 平成3年の入社以来、主に商品企画に従事し、平成4年に常務取締役、平成25年に代表取締役専務を経て、平成26年から代表取締役社長として当社および当社グループの経営を担っており、代表取締役に相応しい豊富な経験と能力を有していることから引き続き取締役候補者となりました。			
2	まつ だ ただ お 松 田 忠 夫 (昭和29年8月7日生)	昭和53年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行 平成8年5月 同行 夙川支店長 平成14年2月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 京都法人営業第3部長 平成17年12月 日本レイト株式会社常務取締役 平成21年5月 エムケイ株式会社専務取締役 平成25年12月 当社顧問 平成26年5月 当社常務取締役 経営戦略担当 平成28年5月 当社常務取締役 経営戦略・管理部門担当 平成29年4月 当社専務取締役 経営戦略・管理部門担当 令和元年5月 当社専務取締役（現任） 令和2年1月 愛斯凱杰（北京）文化伝播有限公司 董事・総経理（現任）	55,800株
【取締役候補者とした理由】 平成25年に顧問として入社以来、平成26年に常務取締役、平成29年から専務取締役として主に経営戦略・管理部門に従事し、金融機関等他社での豊富な経験と実績および専門知識を有しており、取締役に相応しい経験と能力を有していることから引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
※ 3	た な か ひ ろ お 田 中 豊 生 (昭和62年 8 月 13 日生)	平成26年12月 弁護士登録 平成27年 5 月 中小企業診断士登録 令和 3 年 3 月 至道法律事務所設立 同事務所パートナー（現任）	—
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割等】 弁護士としての豊富な法務知識と中小企業診断士としての経営指導経験を有しており、当社の経営に反映していただくことで、当社の経営の透明性・公平性が向上すると判断し、社外取締役候補者としました。選任後は当社の社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。また、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. ※印は、社外取締役候補者であり、かつ田中 豊生氏は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 田中 豊生氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、田中 豊生氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険の内容の概要
- 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。すべての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会が監査法人和宏事務所を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての独立性および専門性の有無、品質管理体制、監査報酬の水準などを総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	監査法人和宏事務所
事 務 所 所 在 地	主たる事務所 東京都千代田区神田北乗物町7番地K S ビル その他の事務所 大阪事務所
沿 革	昭和54年2月 設立
概 要	統括代表社員 大嶋 豊 代表社員・社員 6名 監査関与会社数 16社 (令和3年2月28日現在)

以 上

メ モ

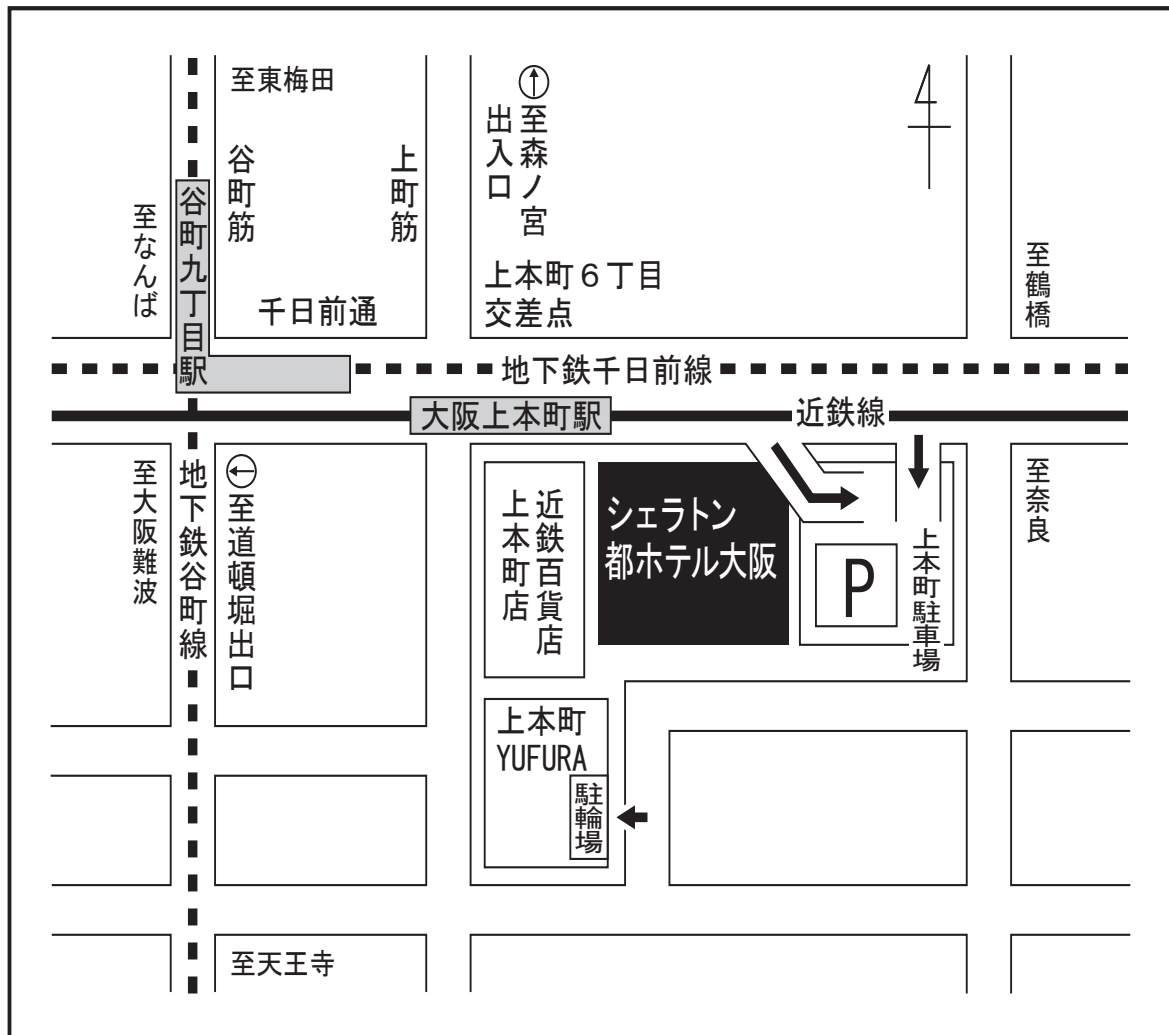
Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市天王寺区上本町 6-1-55
シェラトン都ホテル大阪 4階 浪速の間 西
交通 近鉄 大阪上本町駅直結 地下鉄 谷町線・千日前線
谷町九丁目駅 より徒歩約5分



(駐車場の準備はいたしていませんので、
ご了承のほどお願い申し上げます。)

- ※ 1. 新型コロナウイルスへの感染を避けるため、株主のみなさまにおかれましては、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願いいたします。
- ※ 2. また、株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒、ご理解をくださいますようお願い申し上げます。